

社説

Editorials



国民分析する首相方針

衆参両院で3分の2を超える自民、公明、維新など「改憲勢力」の数の力で、安倍首相が提案した憲法9条改正を発議させる——。もはした構図が見えてきた。

首相は先週末、自民党憲法改正推進本部の保岡興治本部長に対し、衆参の憲法審査会に提案する案のとりまとめを急ぐよう指示した。それに先立つ同本部の幹部会では首相補佐官が、自公維による国会発議が首相官邸の意向だと発言したといふ。

一連の首相の指示は二つの意味で筋が通らない。

ひとつは、憲法改正を発議する権限はあるといひふんだ。行政の長である首相が自らの案を期限を切つて示し、「強引に動かそうとするなら、『1強』の暴走」と言うしかない。

二つ目は、衆参の憲法審査会で現場の議員たちが培ってきた

議論の基礎を崩す」のだ。憲法改正原案を審査する役割を持つ憲法審は、2000年に設置された旧憲法調査会以来、小政党にも平等に発言機会を認めるなど、与野党協調を重んじる運営を続けてきた。

憲法は国の最高法規だ。通常の法案や予算案以上に、その扱いには幅広い政党間の合意形成が求められる。

だからこそ憲法審の議員たちは、与野党を超えた合意づくりを心がけてきた。その関係を、首相が壊したのは今回が初めてではない。

第1次政権だった07年の年頭会見で「憲法改正を私の内閣でめざしたい。参院選でも訴えたい」と表明。与野党の協調ムードを踏みにじった。

それでも首相の前のめり姿勢は変わらない。12年末には改憲せば、国民の間に深い分断をもたらす恐れがある。

3分の2以上の賛成から過半数に下げる96条の先行改正を持ち出し、野党や世論の反発を受け封印した。

改憲にこだわる首相の姿勢と国民の思いには落差がある。

本紙の世論調査では、今回の憲法提案を47%が「評価しない」とし、「評価する」が44%、「必要だ」は41%だった。民意は二分されている。首相に一番力を入れてほしい政策を聞くと、社会保障29%、景気・雇用22%と続き、憲法改正は5%に過ぎなかつた。

憲法改正は、多くの国民が必要だと考えた時に初めて実現すべきものだ。

首相の意向だからと、世論を二分する改正を数の力で押し通せば、国民の間に深い分断をもたらす恐れがある。